規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月一日

会計検査院長　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人福祉医療機構の項を次のように改める。

独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十二条	同法第十六条第二項（同法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三項	同法附則第五条の二第八項	独立行政法人福祉医療機構法施行令附則第五条の二第一項	共通政令第二十二条第一項本文（独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）附則第五条の二第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

別表第二株式会社ＩＮＣＪの項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1217　（略） 1218　植込み型横隔神経電気刺激装置	**別表第１** １～1217　（略） （新設）

○厚生労働省告示第三百八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで及び1218に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214、1215及び1216に掲げる高度管理医療機器

○経済産業省告示第百七十三号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

令和七年十二月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

秋田県湯沢市皆瀬字桁倉地内

その他告示

○宮内庁告示第十四号

令和八年新年祝賀の儀を次のように行われる。

令和七年十二月一日

宮内庁長官　西村　泰彦

令和八年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時

皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王

二　午前十一時

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官及び内閣法制局長官並びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長及び議員八十人（特記した議員を除く。）並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分

会計検査院長、検査官、人事院総裁、人事官、副大臣、公正取引委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長及び原子力規制委員会委員長並びに各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者十五人並びに都道府県の知事十二人及び都道府県議会の議長十二人並びに以上の者の配偶者

四　午後二時

各国の外交使節団の長及びその配偶者等

○

参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装

男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）

女子　ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用